

2022年3月2日

被保険者各位

富士通健康保険組合

〔印 略〕

延長傷病手当金付加金の支給期間について（ご通知）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、延長傷病手当金付加金の支給期間を下記のとおり改訂いたしますので、ご通知いたします。

記

1. 改訂内容

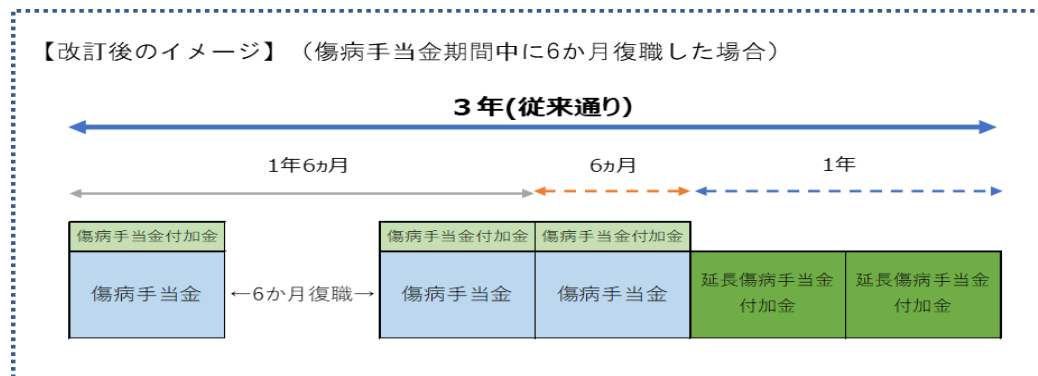
延長傷病手当金付加金の支給期間を「**傷病手当金の支給開始日より3年**」とする。

※傷病手当金支給開始日が2020年7月2日以降の方が改訂の対象となります

現 行 : 傷病手当金支給終了の翌日から1年6ヵ月支給する。

改訂後 : 傷病手当金支給開始日より3年を迎える日の前日まで支給する。

※傷病手当金支給終了日が支給開始日より3年を超える場合、
延長傷病手当金付加金の支給はありません。



2. 改訂日

2022年4月1日

3. その他

退職した場合、延長傷病手当金付加金は支給対象外です（従来と変更ありません）

（[関連通知] 2022年1月6日 健保ホームページ「重要なお知らせ」掲載）

「傷病手当金に関する健康保険法の改正について（ご通知）」

https://kenpo.jp.fujitsu.com/content/files/information/2021/202201_syoutekaitei_hihokensya.pdf

以 上
適用給付レセプトグループ

TEL:044-738-3010

※音声ガイダンス「3」を押してください。